

日本弁護士連合会

新型コロナウイルス対応 関連資料一覧

- ◆ 日弁連「新型コロナウイルス 法律相談事業」の御案内

- ◆ 「コロナウイルス感染症拡大に伴う法律援助事業における法律相談の取扱いについて」（4月23日付弁護士会宛通知）

- ◆ 日弁連が公表している新型コロナウイルスに関連する会長
声明・談話（5月11日現在）

- ◆ YouTube 動画「コロナ倒産を回避する！」

- ◆ 施策提言概要

新型コロナウイルス

JFBA 日本弁護士連合会

弁護士による

電話相談

初回無料

実施期間: 2020年4月20日(月) ~ 5月19日(火) ※予定

たとえば

- 勤務先に「行政の要請で営業を自粛するので、しばらく出勤しないでほしい」と言われたが、お給料はどうなるの？
- 申し込んでいた旅行をキャンセルしたいが、ホテルにキャンセル料を支払う必要があるの？飛行機代は？

⇒日本弁護士連合会と各地の弁護士会が連携して、ご相談をお受けしています。

ご相談の申込み

【WEBでの申込み】(24時間受付)



<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/coronasoudan/kojin/>



【電話での申込み】



おなやみ コロナ
0570-073-567

(全国共通電話番号・ナビダイヤル通話料がかかります)

受付時間: 平日正午 ~ 午後2時
(混雑時は繋がりにくいことがあります。)
※土日祝日は受け付けておりません。

お申込み後

- 受付後、最寄りの弁護士会(一部地域を除く)の弁護士から折り返しお電話しますので、ご相談ください。
- 初回のお電話でのご相談は無料ですが、継続してご相談やご依頼をなさる場合は有料となる場合があります。対応した弁護士にご確認ください。
- 折り返しのお電話をさせていただくまでに相当な日数(混雑状況によっては4~6営業日)をいただく場合があります。

弁護士による電話相談を 実施しています。

初回無料

2020/5/19(火)まで ※予定

新型コロナウイルス感染症に関連するご質問、ご相談、お悩みごと…等々に、日本弁護士連合会と各地の弁護士会が、連携してご相談をお受けしています。

たとえば

勤務先に「行政の要請で営業を自粛することになったので、しばらく出勤しないでほしい」と言われたが、お給料はどうなるの？

申し込んでいた旅行をキャンセルしたいが、ホテルにキャンセル料を支払う必要があるの？飛行機代は？

等々

ご相談の申込み



【WEBでの申込み】(24時間受付)

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/coronasoudan/kojin/>



【電話での申込み】

おなやみ コロナ

0570-073-567

(全国共通電話番号・ナビダイヤル通話料がかかります)

受付時間: 平日正午 ~ 午後2時

(混雑時は繋がりにくいことがあります。)

※土日祝日は受け付けておりません。

お申込み後

○受付後、最寄りの弁護士会(一部地域を除く)の弁護士から折り返しお電話しますので、ご相談ください。

○初回のお電話でのご相談は無料ですが、継続してご相談やご依頼をなさる場合は有料となる場合があります。対応した弁護士にご確認ください。

○折り返しのお電話をさせていただくまでに相当な日数(混雑状況によっては4~6営業日)をいただく場合があります。

日本弁護士連合会

初回相談 無料

「新型コロナウイルス 法律相談事業」

新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な悩みごとに 弁護士による電話法律相談

4月20日（月）から5月19日（火）（暫定）まで

日弁連は、一般市民の方々が抱える、新型コロナウイルス感染拡大に起因する各種の法的なお悩みごとに対応するため、各地の弁護士会と連携して電話法律相談（初回相談無料）を実施します。

「勤務先が休業になったが、給与は出るのか」、「社長に、経営難なので明日から来なくてよい、と言われたが今後の生活のためにどうしたらよいか」、「旅行をキャンセルしたら、キャンセル料を支払う必要があるのか」等、新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的なお悩みごとに法律のプロがお答えします。

（申込みにあたり必要となる通信料（電話通話料・インターネット通信料など）は、相談者のご負担となります。）

オンライン申込み（24時間受付）



<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/coronasoudan/kojin/>



- 受付時間：24時間
- 実施期間：2020年4月20日（月）から 5月19日（火）まで
※状況に応じて期間を延長する可能性があります。
- 相談方法：相談者に最寄りの弁護士会（一部地域を除く）の弁護士または事務局から折り返しお電話をお掛けして、相談者と相談担当弁護士をお繋ぎします。
※なお、折り返し電話をさせていただくまでに相当日数（混雑状況によっては4～6営業日）を要する可能性があります。

全国共通電話番号

おなやみ コロナ
 **0570-073-567**

- 受付時間：平日のみ 正午～午後2時（混雑のため繋がりにくいことがあります。）
※土日祝日は受付なし
- 実施期間：2020年4月20日（月）から 5月19日（火）まで
※状況に応じて期間を延長する可能性があります。
- 相談方法：相談者に最寄りの弁護士会（一部地域を除く）の弁護士または事務局から折り返しお電話をお掛けして、相談者と相談担当弁護士をお繋ぎします。
※なお、折り返し電話をさせていただくまでに相当日数（混雑状況によっては4～6営業日）を要する可能性があります。

日弁連業2第9号
2020年(令和2年)4月23日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
事務総長 瀧上 玲子
(公印省略)

コロナウイルス感染症拡大に伴う法律援助事業における法律相談の取扱いについて(依頼)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

当連合会が日本司法支援センターに委託している法律援助事業について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、面談による法律相談の実施が困難になっている状況に鑑み、別紙のとおり、電話等を利用して法律相談(刑事被疑者弁護援助及び少年保護事件付添援助を除く。)を実施した場合にも例外的に法律援助事業の対象とすることとなりました。

上記については、当連合会の会員専用ページに掲載する予定ですので、弁護士から問合せ等がございましたら、その旨御案内いただけますと幸甚です。

(添付資料)

別紙 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日弁連法律援助事業における法律相談の取扱いについて

【担当事務局】

日本弁護士連合会業務部業務第二課 増田
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
E-mail: horitsuenjo@nichibenren.or.jp

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日弁連法律援助事業における 法律相談の取扱いについて

日弁連法律援助事業（法テラス委託援助事業）において、法律相談は面談での実施を原則としているところ（委託要綱第5条及び第6条、日本弁護士連合会委託援助業務に関する契約条項第4条1項及び第5条）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い面談による法律相談の実施が困難となっていることに鑑み、下記の要領にて、電話等によって法律相談を実施した場合でも例外的に援助の対象とする取扱いをします。

記

1 対象となる相談

委託要綱別表1の③から⑦までに定める援助（刑事被疑者弁護援助及び少年保護事件付添援助を除く。）に関連する法律相談

2 取扱実施期間

2020年4月23日から5月6日までとする（ただし、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が延長された場合は、延長後の終期とする）。

3 申込の受付

各委託援助契約弁護士の事務所（同弁護士が執務している場所も含む。）又は法テラス委託援助事業の指定相談場所において行う。

法律相談の申込は、電話等によるものでも例外的に認め、この場合は、法律相談申込書に記入すべき氏名、住所その他必要な事項は、申込を受けた委託援助契約弁護士が申込者から聞き取った上で記入する。

法律相談申込書所定の申込者署名欄の代筆は、申込みを受けた委託援助契約弁護士の責任においてこれを認めるが、電話等による相談である旨を必ず署名欄の余白に併記する。

申込みを受けた委託援助契約弁護士は、法律相談申込書への申込者の署名の代筆を行う前に、申込者に日弁連委託援助制度を利用しての相談であることを説明するとともに、個人情報の利用の範囲及び共有先について説明した上で、個人情報の提供について同意を必ず得ておく。

4 実施方法

音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法によって行うが、具体的な方法については、相談を担当する委託援助契約弁護士の判断に委ねる。ただし、相談内容が外部に漏洩しないよう注意する。

5 相談実施後の手続

相談実施後は、必要事項を記載した法律相談申込書・実施報告書を相談実施から1か月以内に地方事務所に提出する（面談にて実施した場合と同じ）。

6 相談報酬等

法律相談の報酬は、基準（委託要綱別表3・法律相談の基準）の範囲内での支出を認める（最初の30分まで5,500円〔消費税込〕。30分を超えた場合は、5,500円〔消費税込〕を加算する1回当たりでの上限は1万1,000円〔消費税込〕）。なお、法律相談申込書・実施報告書作成のための申込者からの聴取時間は相談時間に含めないものとする。

通常であれば出張相談（精神病院に入院中の者に対する相談や入管施設に収容中の外国人に対する相談など）となる場合でも、出張加算は行わない。

費用については通常どおり、通訳費を除き支出しない。相談に当たり通訳を要した場合は、その通訳費用を認めるが、通訳人の出張加算は原則認めないものとする（例外：少数言語等のため通訳人の確保が困難な場合）。

電話代等通信にかかる費用について別途援助は行わない。

7 その他

弁護士会等で実施している電話等による相談については、この取扱いで求められる手続き（上記3から5まで）に沿う限りにおいて、この取扱いによる援助利用を認める。ただし、『日本弁護士連合会法テラス委託援助業務利用の手引〔弁護士用〕2020年4月』126頁に記載のとおり、市役所、区役所、弁護士会等の法律相談であって主催者等から相談弁護士に日当が支払われる場合や資力要件等にかかわらず無料で相談を行っている場合は対象外となる。

この取扱いは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い面談による法律相談の実施が困難となっていることに鑑みての例外的なものであるため、感染拡大防止以外の理由での電話等による相談はこの取扱いによる援助利用を認めない。

相談を担当する委託援助契約弁護士の所属弁護士会の管轄外に所在する者からの電話等による相談は、原則この取扱いによる援助利用を認めないものとする。ただし、入管施設に収容中の外国人からの電話等による相談や近接する地域に所在する者からの電話等による相談は、管轄外に所在する者からの電話等による相談であってもこの取扱いによる援助利用を認める。

以上

◆ 日弁連が公表している新型コロナウイルスに関連する会長声明・談話

(2020年5月11日現在)

- ・ 2020年3月6日
「新型コロナウイルスの感染拡大に当たっての会長談話」 (P. 1)
- ・ 2020年4月15日
「司法試験の実施延期に関する会長談話」 (P. 2)
「刑事裁判の期日延期等に関する会長声明」 (P. 3)
「入管収容施設における『三つの密』のリスクの解消を求める会長声明」 (P. 4)
- ・ 2020年4月17日
「新型コロナウイルス感染拡大に伴う家庭内被害—DV・虐待—の増加・悪化防止に関する会長声明」 (P. 5)
- ・ 2020年4月23日
「刑事収容施設における感染拡大の防止を求める会長声明」 (P. 6)
- ・ 2020年5月1日
「緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する等の特別措置法の制定を求める緊急会長声明」 (P. 8)
- ・ 2020年5月7日
「刑事施設における一般面会を過度に制限しないことを求める会長声明」 (P. 10)
「新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々を支援するため、住居確保給付金の支給要件緩和と積極的活用を求める会長声明」 (P. 12)
「新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間の特例措置として、生活保護制度の運用を緩和し、同制度の積極的活用を求める会長声明」 (P. 14)
「新型コロナウイルス感染症による緊急措置として、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる措置を講じるとともに、雇用調整助成金の迅速な支給拡大を求める会長声明」 (P. 16)

新型コロナウイルスの感染拡大に当たっての会長談話

今般、中華人民共和国の武漢市を中心に感染が拡大し、猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）は、今や世界各地に拡散され、人的被害をもたらしている状況であるが、日本国内においても、本年3月5日正午時点で判明している感染者数は318名（厚生労働省ホームページより。このほかにクルーズ船乗員・乗客約700名の感染者が公表されている。）に上っている。

厚生労働省は、本年2月25日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表し、イベント等の開催について、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて検討するよう要望するとともに、同月26日には、多数の人が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等について、大規模な感染リスクがあることを勧告し、今後2週間の中止、延期又は規模縮小等の対応の要請を行った。

さらに、文部科学省は、同月28日には、全国の小・中学校や高等学校等に本年3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするよう各都道府県の教育委員会等を通じて要請を行った。

こうした政府の要請等及び感染拡大への懸念の強まりを受けて、社会的な影響が各所に生じ、それに伴って各種の法的対応が必要な事例が報告され始めている。例えば、イベントの中止や旅行のキャンセル等を巡る法的対応、品薄が続いているマスクの不適切な販売方法及び悪質な転売のトラブル等が報じられている。また、政府の要請を受けて休校となった小・中・高校生等の教育を受ける権利に対する配慮、これらの子の保護者が事実上就業できないことによる労務問題、中小企業・小規模事業者における資金繰りへの影響、下請事業者への取引上のしわ寄せ等の問題が報じられている。

こうした状況を踏まえ、当連合会は、全国各地の弁護士会とも連携を図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して生じる各種の法的課題に対処することができるよう努めていく所存である。

2020年（令和2年）3月6日

日本弁護士連合会

会長 菊地 裕太郎

司法試験の実施延期に関する会長談話

2020年（令和2年）4月8日、司法試験委員会は、令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施時期を延期することを決定した。

今回の措置は、本年4月7日に政府が緊急事態宣言を発令したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために決定されたものである。かつてない決定であるが、公衆衛生の保持と受験生の生命身体の安全を確保する観点からは、やむを得ない判断といえる。

もともと、司法試験委員会は、延期後の実施時期等について「可能な限り速やかに法務省のホームページ上において公表する予定」と示すのみで、具体的な時期等を明らかにしていない。

確かに、延期後の実施時期等を決するには、試験会場や採点者の確保等、解決すべき問題が少なからず存在する。司法修習の実施時期等、関係機関との調整も不可欠であり、司法試験委員会としても実施延期と同時に決定することは困難であったと思われる。

しかし、司法試験は、法曹になろうとする情熱をもった者たちが自らの資質と学修の成果を懸けて挑む試験であり、受験生にとって人生の一大事である。にもかかわらず、延期後の実施時期が未定のままでは、受験生も挑戦の意欲を維持し続けることが難しい。このことは、有為な人材が法曹志望を断念する原因となりかねず、ひいては社会の人的インフラが損なわれることにつながりかねない。

そこで、当連合会は、司法試験委員会に対し、受験生が安心して試験の準備に取り組めるよう、速やかに延期後の実施時期等を明示することを求める。また、当連合会としても、採点期間の短縮等、試験の円滑な実施のために必要な事項について積極的に協力する所存である。

当連合会は、未曾有の緊急事態の中にあって法曹を志す情熱を失わず、体調の維持に努めて来たるべき試験に備える受験生に対し、心からエールを送る。

2020年（令和2年）4月15日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

刑事裁判の期日延期等に関する会長声明

令和2年4月7日、日本政府により、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令された。その後、道府県独自の緊急事態宣言の発令もなされている。

これを受け、各地の裁判所（7都府県以外の地域も含む）において、同年5月6日までに指定されていた公判期日の多くが延期されている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講ずる必要性があることに異論はない。しかしながら、感染拡大防止の観点を重視するあまり、必要最小限度を超えた被告人の人権制約がなされてはならない。

迅速な裁判を受ける権利（日本国憲法37条1項）は、被告人の身体拘束の有無にかかわらず最大限尊重されなければならない基本的人権であるが、特に身体拘束されている被告人にとっては、その長期化により被る不利益は甚大である。中でも、延期されていなければ、無罪、刑の全部の執行猶予や罰金の判決が宣告されていた場合は、公判期日の延期は不要かつ不当な身体拘束の長期化にほかならず、到底許されるものではない。

さらに、被告人が身体拘束されている刑事収容施設で感染者が出た場合には、当該施設内で集団感染が発生し、被告人の生命身体への危険が生じかねない。実際に、刑事収容施設の職員や被収容者が新型コロナウイルスに感染したとの報道もある。

そこで、裁判所に対し、次の3点を求める。

- 1 身体拘束中の被告人についての公判期日の延期は、事案に応じて、弁護人の意見を聴いて慎重に行うこと。やむを得ず公判期日を延期する場合には、勾留の執行停止、勾留の取消しや保釈の許可を柔軟に行うこと。
- 2 身体拘束の継続が避けられない場合には、延期後の公判期日をできるだけ早期に指定すること。
- 3 公訴事実 zu 争いがなく、執行猶予判決が見込まれる事件では、第1回公判期日において判決の宣告まで行う等、被告人の身体拘束が長引かないよう最大限の配慮を行うこと。

2020年（令和2年）4月15日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

入管収容施設における「三つの密」のリスクの解消を求める会長声明

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、日本政府は、本年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発出した。感染拡大の発生を防止するためには、いわゆる「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避をより一層徹底すべき状況にあることは、言うまでもない（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」）。

しかるに、入管収容施設（全国2箇所の入国管理センター及び各地方出入国在留管理局の収容場）においては、多数の被収容者が「密閉」された雑居室に「密集」・「密接」して収容されており、一人でも感染者が出た場合には同じ居室や隣接居室が一気に「クラスター」化するおそれが極めて大きい。

さらに、当連合会も繰り返し指摘しているとおり、近時、入管収容施設における収容期間の長期化傾向が顕著であり、長期収容下で基礎疾患を抱えたまま十分な治療を受けていない被収容者も少なくない状況下にあつて、感染者が発生すれば重症化し生命の危険に直結することが懸念される。

この点、国連人権高等弁務官事務所等の国際機関が本年3月31日に発出した共同プレスリリースによれば、収容施設に身体拘束を受けている難民や移民について、新型コロナウイルスの感染拡大が致命的な結果を招き得ることに照らし、遅滞なく解放されるとともに、保健医療サービスに適切にアクセスできるようにすべきであるなどとされている。

以上の点を踏まえ、法務大臣及び出入国在留管理庁長官においては、次の2点について速やかに対応されることを強く求める。

- 1 受入先のあるなど解放することが可能な被収容者については、在留特別許可、特別放免、仮放免、仮滞在等の諸制度を最大限活用することにより、速やかに収容を解き、集団感染のリスクを大幅に軽減すること。
- 2 収容を当面継続せざるを得ない被収容者についても、収容場内での感染リスクを極小化する実効的方策を講じるとともに、仮に感染した場合のための適切な医療体制を確保すること。

2020年（令和2年）4月15日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

新型コロナウイルス感染拡大に伴う家庭内被害—DV・虐待
—の増加・悪化防止に関する会長声明

世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、我が国でも日々感染拡大の一途をたどり、本年4月7日には7都府県を対象とする緊急事態宣言が公示され、同16日には対象区域を全都道府県とするなどの変更が公示されるに至った。

外出自粛や経済状態の悪化の中で、ドメスティック・バイオレンス（DV）や家庭内における虐待の増加・悪化が懸念され、本年4月5日にはアントニオ・グテーレス国連事務総長がDV増加に対する警告の声明を発表した。報道等によれば、各国でも、DVや児童虐待の増加・悪化が現実化しており、フランスではパリ市内のシェルター増設を決め、また担当大臣が声明を出し被害者支援に取り組む姿勢を明らかにし、オーストラリアではDV対策資金として1億5,000万豪ドルを投入する旨公表されるなど、対策が打ち出されている。

我が国においても、阪神・淡路大震災や東日本大震災という災害時においてDVや家庭内における虐待の増加・悪化があり、深刻な問題となったことが内閣府男女共同参画局等の調査からうかがえ、緊急事態宣言発令期間中においても同様の問題が懸念されている。政府は、同宣言発令期間中のDVの相談と保護業務に力を入れ対策を打ち出しているところではあるが、避難先の増設、被害者支援等の実現のための財源の確保、外出自粛要請下でも必要な一時保護の躊躇なき実現と避難先の確保、被害実態の積極的な把握、避難先での感染防止の徹底、避難後の生活支援など対応すべき課題はなお多い。

当連合会としても、全国統一ダイヤルやオンラインで申込受付を行う「新型コロナウイルス関連法律相談」を本年4月20日から実施する予定であり、新型コロナウイルス感染拡大下におけるDVや家庭内における虐待の相談に対応する。

当連合会は、今後も政府の動向を注視しつつ、DVと家庭内における虐待の問題に取り組む所存である。

2020年（令和2年）4月17日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

刑事収容施設における感染拡大の防止を求める会長声明

令和2年4月7日、日本政府により、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令され、同月16日、その対象地域が全国に拡大された。新型コロナウイルス感染症は、全国で蔓延する状況が見られる。

刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設）は、一般的に窓が少なく、また、狭い空間内に多数の者を所在させざるを得ない場合が多いことから、恒常的に、いわゆる「3密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることが困難な状態にある。

このような刑事収容施設に新型コロナウイルス感染者が現れた場合、施設内において集団的な感染を招く危険性が高く、多数の被収容者、被留置者及び海上保安被留置者（以下「被収容者等」という。）に健康上重大な被害を引き起こしかねない。

新型コロナウイルス感染者の中には、無症状又は極めて軽い症状を呈するにとどまる者も多く、刑事収容施設における集団的な感染を防止するためには、感染者が重症化し、PCR検査により陽性の判定を受けてから対応するのでは、手遅れである。

刑事収容施設内でゾーニングや消毒の徹底等の措置が講じられるとしても、実際には、マスクも支給しないまま、数名を同室に収容している施設もある。また、そのような措置だけで集団的な感染を防止するのに十分でないことは、刑事収容施設での感染例が増えていることのほか、多くの医療施設での院内感染の例からも明らかである。集団的な感染を防止するためには、刑事収容施設内での「3密」を可能な限り低減することが急務であり、そのためには、現状の刑事収容施設の収容能力に照らせば、被収容者等の人数を抑えることが必要である。

以上の点を踏まえ、法務省、検察庁、海上保安庁及び各都道府県警察本部に対し、次の3点を求める。

- 1 身体拘束により被疑者が受ける健康上の不利益（生命身体の危険）が著しく増大していることを考慮して、事案ごとに逮捕・勾留の必要性を厳格に吟味し、可能な限り、逮捕・勾留を回避したり、既に逮捕・勾留されている被疑者を釈放したりする等して、在宅での捜査を行うこと。
- 2 刑事収容施設内での感染拡大防止のため、可能な限り1人1室で処遇し、刑務官及び留置担当官等との近接を最小限にし、消毒や換気を徹底するなど、最大限の防止策を講じること。
- 3 被収容者等に新型コロナウイルス感染が疑われる症状が現れた場合には、速や

かに医療機関で受診させるなどして、生命身体の安全の確保と感染拡大防止のための最大限の措置を講じること。

2020年（令和2年）4月23日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づく賃貸借契約解除
を制限する等の特別措置法の制定を求める緊急会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う政府の緊急事態宣言の影響により、急激に収入が減少し、住居の賃料を支払うことが困難となっている賃借人が増加している。賃料の滞納が続いた場合には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除され、明渡しを求められるおそれもある。

この点、民法の解釈では、賃料の不払を理由に賃貸借契約を解除するには、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されていることが必要とされる。この解釈によれば、緊急事態宣言の影響により3か月程度の滞納が生じても、直ちに解除が認められないケースが多いものと考えられる。しかし、どのような場合に信頼関係の破壊が認められるかは事案ごとの判断とならざるを得ず、賃借人の不安を解消しきれない。

そもそも、住居は生活の基盤というべきものであって、これを失った場合には、賃借人やその家族の生活は成り立たなくなってしまう。現在、その対策として、生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、住居確保給付金の支給対象が、一定の事由による休業などで収入が減少し離職や廃業と同程度の状況にある場合にまで拡大されている。しかし、対象者の要件である収入基準額は従前のままであることから、支給を受けられる者は限られ、対策として十分とはいえない。

同様に、緊急事態宣言及びこれに基づく外出自粛要請や事業者に対する休業協力要請等により、飲食店をはじめとするテナントにおいても賃料の支払が困難な状況が生じている。とりわけ日々の売上げにより賃料等の経費をまかなっている中小事業者にとっては大変深刻な事態となっており、既に経営を断念したテナントも現れ始めている。政府は、税制優遇措置を講じて賃貸人に対し賃料の減免等を促しているが、かかる対応はあくまでも賃貸人の自主的な判断に委ねるものであり、その実効性には限界がある。

このような状況において、国民の生活の基盤である住居を確保し、生業としての事業を継続させるためには、まずもって緊急事態宣言の影響により賃料の支払が困難になった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する必要がある、そのための特別措置法が必要である。

もとより、国が賃料の支払を猶予し、契約解除を制限する立法を行うことは、私権の制限を伴うものであるから慎重に検討しなければならない。しかし、前述した新型コロナウイルスの感染拡大による昨今の状況に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法第58条では、緊急事態において、緊急の必要がある場合に、国会の閉会中の場合などに内閣が金銭債務の支払の延期等について必要な措置を講ずるた

め政令を制定することができることと定められていること、同様に感染拡大の状況にある諸外国においても賃料不払による賃貸借契約解除を一定期間制限する立法措置がなされていることからすれば、現在開会中の国会においてこれを立法化することにつき国民の理解も十分に得られるものと考えらる。

現在、国会においてテナントの賃料に対する支援策について審議がなされようとしており、早急な実現が求められる。ただ、刻一刻と生活や生業の基盤を失うおそれのある国民が増え続けている現状からすれば、まずは国民に対し、緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づいて賃貸借契約が解除されないとの保障と安心を与えることが重要である。

以上のとおり、当連合会は、国に対し、緊急事態宣言の影響により賃料の支払が困難になった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納を理由とする賃貸借契約の解除を制限する内容を盛り込んだ特別措置法の制定を求める。

併せて、当連合会としても、住居やテナントの賃料の支払が困難となっている方々のための法律相談や法的援助の提供により一層力を入れ、これらの方々が安心して生活することができるよう、引き続き取り組む所存である。

2020年（令和2年）5月1日

日本弁護士連合会
会長 荒 中

刑事施設における一般面会を過度に制限しないことを求める会長声明

令和2年4月7日、日本政府により、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令された。同月16日、その対象地域が全国に拡大され、5月4日には、期間が5月31日まで延長された。

法務省は、緊急事態宣言の対象となる区域のうち、特定警戒都道府県に所在する刑事施設において、弁護士等以外の者との面会を原則として実施しないとして、施設への来訪を控えるように求める取扱いをする旨発表した。これを受け、多くの対象刑事施設が、個別事情を確認することなく一律に一般面会の受付を中止し、一律禁止したのと同様の状況となっている。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、原則として、未決拘禁者の面会は許可しなければならないとされており、何らの代替措置もとらないまま、長期間にわたり、事実上の接見禁止処分に当たるような面会の一律禁止を行うことは許されない。また、同法は、受刑者について、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資することを明らかにし、親族との面会を受刑者の権利としている。被収容者にとって、家族を含む他人と面会する自由は重要な権利の一つである。感染防止を理由に、被収容者の外部交通の自由を一律に禁止することは、手段としても過剰である。

新型コロナウイルスの感染拡大が日々憂慮され、相互に家族の安否を気遣うであろう状況下で、当初の緊急事態宣言の対象期間である5月6日までの1か月近くにわたって家族にすら一切会えない状況が続き、更に5月31日まで同様の状態に置かれ続けることにより生じる精神的負担は大きい。とりわけ、我が国は、諸外国で広く実施されている「電話連絡」（電話等による通信。テレビ電話、ビデオ通信等を含む。）が、受刑者のごく一部にしか認められていないため、面会が認められなければ、親族等とのコミュニケーションが長期間にわたって著しく制限される結果になる。

なお、法務省に設置された矯正施設感染防止タスクフォースは、4月28日付けで「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」を策定しているが、消毒等の一定の感染防止策を定めたのみで、一般面会の一律禁止は求めている。

被収容者の生命身体の安全保護のためから感染拡大防止には最大限留意する必要があるものの、上記ガイドラインで定めた感染防止策の実行を徹底すれば、不用意な感染は相当程度防止することができると考えられる。その場合にも、消毒作業な

どに対応する職員の負担を踏まえ、一日当たりの面会数を制限することは検討の余地があり得るが、仮に面会を制限するのであれば、電話連絡を認めることについても積極的な検討が必要であろう。

以上から、法務省においては、全国の刑事施設に対し、被収容者の外部交通権を過度に制限し、一般面会を一律禁止することのないよう周知することを求める。

また、全国の刑事施設においては、感染拡大防止に最大限留意しつつも、個別の事情に配慮して一般面会を認めるほか、面会を制限する場合にも、電話連絡などの代替手段を柔軟に活用することを求める。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を
来す人々を支援するため、住居確保給付金の支給要件緩和と
積極的活用を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府
県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、5月4日
には同月31日まで延長した。これに伴い、営業や外出の自粛が要請されること
によって、仕事と収入の減少又は喪失に見舞われ、生活困窮に陥って家賃の
支払に困難を来す人々が増え始めている。仮に緊急事態宣言が終結しても、
営業や外出の自粛が引き続き求められるであろうことからすれば、今後、
時間の経過とともに、こうした人々が爆発的に増えることも予想される。

家賃滞納によって転居や住居喪失を余儀なくされる生活困窮者の家賃負担を
援助する制度としては、生活困窮者自立支援法第6条に基づく住居確保給付
金があるが、極めて厳格な要件が厚生労働省令によって定められているた
め、2016年度の新規支給決定件数はわずか5095件と利用は低迷してき
た。

新型コロナウイルス感染拡大防止に起因する省令改正により、本年4月1日
からは「65歳未満」との要件が撤廃され、同月20日からは離職後2年以内
の者だけでなく収入が減少した者も支給対象とされ、同月30日からは「
公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない
労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した
求職活動を行うこと」という要件を「誠実かつ熱心に求職活動を行う
こと」に緩和するなど、要件の緩和や運用の改善が相次いでおり、それ
自体は大いに評価できるところであるが、まだまだ改善の余地がある
と言わざるを得ない。

そこで、当連合会は、新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に
困難を来す生活困窮者を支援するため、以下のとおり、住居確保給付金
の支給要件を更に緩和することによって、同制度を積極的に活用すること
を求める。

- 1 2年以内の離職又は減収という要件については、要件緩和に伴い窓口に
相談者が殺到し、いずれかの要件に該当することを証明するための資料の
確保・提出の説明や審査の負担が以前よりも増大して、給付金の支給事
務に混乱と遅延が既に生じつつある。したがって、緊急事態宣言期間中
は、生活困窮者自立支援法3条3項の「離職又はこれに準ずるものとし
て（厚生労働省令で定める事由）」及び「就職を容易にするため」との
文言を削除するとともに省令を改正して、2年以内に離職又は減収とい
う要件と「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことの要件自体を直ちに
廃止すること。

- 2 外国人技能実習生を含む外国人，アルバイト収入や親からの仕送りの減少によって学業の継続が困難となっている大学生・専門学校生等が支援の対象となるよう，「離職等の前に主たる生計維持者であったこと」という省令の要件も廃止すること。
- 3 対象者の要件のうち，収入基準額は，例えば東京23区の場合，単身世帯で13万8000円以下，2人世帯で19万4000円以下のままであり，いま現実に家賃支払いが困難となっている人の大部分が対象から外れると考えられる。また，支給される家賃の上限額も，生活保護の住宅扶助特別基準と同額（例えば東京23区の場合，単身世帯で5万3700円，2人世帯で6万4000円）にとどまり，これでは家賃の全額をまかなえない世帯が多数生じることが容易に想定される。省令を改正し，収入基準及び支給上限額についても，相当程度緩和すること。
- 4 求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金との併給を認めないとの省令の要件も，将来，新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後に，失業者が職業訓練によって新たな技能を身に付けた上でより良い再就職を果たす機会を奪うことになりかねないので，廃止すること。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間
の特例措置として、生活保護制度の運用を緩和し、同制度の
積極的活用を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、5月4日には同月31日まで延長した。これに伴い、営業や外出の自粛が要請されることによって、仕事と収入の減少又は喪失に見舞われ、生活困窮に陥る人々が増え始めている。仮に緊急事態宣言が終結しても、営業や外出の自粛が引き続き求められるであろうことからすれば、今後、時間の経過とともに生活困窮に陥る人々が爆発的に増えることも予想される。

こうした生活困窮に対応するのが生活保護制度であるが、我が国の生活保護制度には、厚生労働省が発出する通知（保護の実施要領）により、厳しい資産要件や扶養義務者に対する調査等、利用に当たっての高い障壁がある。既に厚生労働省は、緊急事態宣言発出後、稼働能力活用要件の判断を留保し、就労・自営収入減少者に対する増収・転職指導を停止する等、運用を緩和・改善するいくつかの事務連絡を発出しており、それ自体は評価することができる。しかし、目下の非常事態への対応策としては、いまだ部分的な改善にとどまると言わざるを得ない。

一時的な所得保障さえあれば急場を凌ぐことができ、感染拡大収束後には元の生活に戻れるであろう多くの人々の生活基盤を確保するためには、目下の特異な状況下における特例措置として、先に述べた生活保護利用上の各種障壁を一時的にせよ思い切って緩和することが有益であり、必要である。それは、平常時においてさえ人員不足である福祉事務所職員の更なる事務負担を軽減するとともに、職員及び要保護者の感染拡大を防止しながら、迅速な決定で生活困窮者の生活を支えることにもつながる。

そこで、当連合会は、厚生労働省に対し、生活保護制度の誤解や偏見を払拭し、その積極的な利用を促すための広報をすることを求めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間中の特例措置として、以下の諸点において、生活保護制度の運用を抜本的に緩和する厚生労働省通知を発出し、それによって、同制度の積極的活用を求めるものである。

- 1 面接相談窓口の負担軽減、感染拡大防止、給付の迅速化のため、持続化給付金等と同様に、ウェブ申請を可とすること。
- 2 緊急事態宣言期間中及び終了後一定期間は、生活保護法4条3項の「急迫した事由」が認められるものとし、収入基準の審査のみで保護の要否判定を行うこと。

- 3 その場合、保護開始時の現金・預貯金は最低生活費の5割しか認めない運用を改め、少なくとも最低生活費3か月分までは保有を認めること。
- 4 厳格な要件下でしか自動車の保有を認めず、保有を認められた失業・休業者についても求職活動等に必要な場合しか使用を認めない運用を改め、原則として自動車の保有及び使用を認めること。
- 5 住宅ローンを負担する者に対する保護の適用を原則として認めない運用を改め、ローンの支払が繰り延べられている場合に準じて、住宅ローンを負担する者に対しても保護の適用を認めること。
- 6 一定の在留資格を有する外国人についてのみ生活保護法の準用を認める運用を改め、母国に容易に帰国できない状況等に鑑み、在留資格の有無・内容にかかわらず同法の準用を認めること。
- 7 扶養義務者に対する調査は、急迫事由が止んだ後に行うものとし、「明らかに扶養義務の履行が期待できない者」についてのみ扶養義務者に対する調査を省略する取扱いを改め、「明らかに扶養義務の履行が期待できる者」についてのみ調査を行えば足るものとする。
- 8 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入所させることを原則とする運用を改め、生活保護法30条1項のとおり居宅保護を原則とし、居宅確保までの一時的居場所としても、一時生活支援事業に基づく契約ホテル等の個室提供を原則とすること。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒

中

新型コロナウイルス感染症による緊急措置として、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる措置を講じるとともに、雇用調整助成金の迅速な支給拡大を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、更に5月末日まで延長した。これにより、国民生活全体に大きな影響が及んでいるが、特に、リーマンショックをはるかに上回ると言われる経済活動の停滞の中で、事業継続が困難となる事業者が続出し、それに伴って失業者が急増するなど今後の雇用環境の悪化が現実化しつつある。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、事業自体が失われたり、労働者が解雇されるなどして雇用契約関係から離脱してしまうと、その回復には多大な時間と労力を要することになる。政府は、感染症収束までの間、事業者の経営状態悪化に伴う従業員の解雇を回避することに主眼を置いた既存の制度の応急的かつ弾力的な活用を思い切ってすべきである。

まず、事業の継続による雇用の場の維持や雇用関係を維持する緊急措置が必要である。この点、激甚災害時に適用される「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」25条の「雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例」は、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を含む賃金を支払うことができない場合に、実際に離職していなくても、あるいは再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる制度である。

政府は、この特例措置にならって、今回の緊急事態宣言に伴う事業の休止等にも同様の措置をとり、感染症収束までの間、実際に離職していなくても労働者が失業給付を受給できるよう措置を講じ、事業再開を目指す事業主による雇用の維持を図るべきである。

また、雇用調整助成金は、事業主が雇用維持のために従業員に休業手当を支払った場合に、その一部を助成する制度であり、今こそ十分な活用が期待されている。政府も令和2年4月1日から6月30日まで（緊急対応期間）に限り特例措置として、対象者の拡大（雇用保険被保険者でない労働者を含める。）、被保険者期間の要件の撤廃、助成率の引上げ（中小企業では3分の2から5分の4へ、解雇等を伴わない場合は10分の9から更に10分の10へ。）を行った。

しかし、制度自体がいまだ十分に周知されておらず、事業主が休業手当を支払っ

た後に助成金が支給される仕組み（後払い方式）となっていることから、添付書類の作成手順が煩雑で、ハローワークの人員体制も追い付いておらず、決定・支給に至るケースがまだまだわずかな件数にとどまっている。助成額の上限も労働者1人当たり1日8330円にとどまっている。これでは、緊急時の経営破綻と従業員の解雇回避策として機能しているとは到底言えない。政府もオンライン申請化や手順の簡素化、上限引上げを検討しているが、この際、中小零細事業主でも簡単に申請できるよう手順のさらなる大幅な簡略化・迅速化を進めるとともに、助成額上限の大幅な引上げを行った上で、制度の一層の周知を図り、ハローワークの人員拡充、応援体制の構築等事務処理体制を抜本的に強化すべきである。

当連合会は、以上のとおり、緊急事態宣言及びその影響による雇用情勢の悪化に対して、雇用社会を維持するために政府に対して抜本的な対策を早急にとることを強く求めるものである。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒 中